



2025年12月24日

各 位

会 社 名 GLOE株式会社
代表者名 代表取締役 谷田 優也
(コード : 9565 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 管理本部長 村田 光至朗
(TEL. 03-6380-1020)

監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2026年1月29日開催予定の当社第10回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、決算期（事業年度の末日）の変更をすることとし、これに必要な定款の一部変更について同株主総会に付議することとしたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、中長期の戦略的議論をさらに活性化するためのコーポレートガバナンス体制が求められることから、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的とし、事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日へ変更するものであります。なお、決算期変更の経過期間となる11期は、2025年11月1日から翌年6月30日までの8ヵ月間といたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第4条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役	第4条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会

<p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当会社の<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>6名</u>以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ~3. (条文省略)</p>	<p>第20条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. ~3. (現行通り)</p>
<p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第21条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>3. 増員又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
	<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役</p>

<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役の員数) 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (削除)</p>
<p>第32条 (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第31条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

第35条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第36条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(新設)

第37条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第32条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(削除)

第33条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第34条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(削除)

(削除)

(削除)

<p>第41条 (会計監査人の選任方法) (条文省略)</p> <p>第42条 (会計監査人の任期) (条文省略)</p> <p>第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年<u>11月1日</u>から翌年<u>10月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第45条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。 2. (条文省略)</p> <p>第46条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>4月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第35条 (会計監査人の選任方法) (現行通り)</p> <p>第36条 (会計監査人の任期) (現行通り)</p> <p>第37条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第39条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 2. (現行通り)</p> <p>第40条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第41条 (配当金の除斥期間) (現行通り)</p>
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第10回定時株主総会終結前の監査役（監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 (事業年度に関する経過措置) <u>第38条（事業年度）の規定にかかわらず、本定款変更の効力発生日後の第11期事業年度は、2025年11月1日から2026年6月30日までとする。</u></p>

2. 第39条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、第11期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は2026年4月30日とする。

3. 前2項及び本項は、第11期事業年度の終了後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年1月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年1月29日（予定）

以上